

静岡県告示第474号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により次の区域を海岸保全区域に指定する。

なお、平成13年8月21日付け静岡県告示第748号を廃止する。

令和5年8月1日

静岡県知事 川勝平太

静岡県駿河湾沿岸吉田海岸

基点1、2、3、4、5、6、7、8、9の各点を順次結んだ線及び基点9、補助点2、1、基点1の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域並びに基点10、11、12、13、14、15の各点を順次結んだ線及び基点15、補助点5、4、3、基点10の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基準点1 榛原郡吉田町川尻字代官島3748番地先の四等三角点代官島

（北緯34度47分02秒、東経138度15分58秒）

基準点2 牧之原市細江字青地1260番1地先の四等三角点細江

（北緯34度45分00秒、東経138度14分13秒）

基点1	基準点1から	136度04分01秒	3071.35メートルの地点
基点2	基点1から	302度44分45秒	136.82メートルの地点
基点3	基点2から	294度50分34秒	56.41メートルの地点
基点4	基点3から	212度02分04秒	24.86メートルの地点
基点5	基点4から	221度56分32秒	53.79メートルの地点
基点6	基点5から	235度01分29秒	31.93メートルの地点
基点7	基点6から	246度14分11秒	161.00メートルの地点
基点8	基点7から	237度05分18秒	539.64メートルの地点
基点9	基点8から	237度05分18秒	787.20メートルの地点
基点10	基準点2から	112度12分16秒	1417.17メートルの地点
基点11	基点10から	234度55分59秒	345.69メートルの地点
基点12	基点11から	236度02分50秒	260.75メートルの地点
基点13	基点12から	265度09分21秒	74.37メートルの地点
基点14	基点13から	284度27分56秒	33.35メートルの地点
基点15	基点14から	196度45分55秒	16.61メートルの地点
補助点1	基点1から	140度00分03秒	399.98メートルの地点
補助点2	基点9から	150度04分44秒	501.46メートルの地点
補助点3	基点10から	156度00分00秒	266.09メートルの地点
補助点4	基点12から	143度20分00秒	314.05メートルの地点
補助点5	基点15から	142度59分18秒	375.05メートルの地点